

赤い羽根共同募金の災害支援



おかげさまで70周年

社会福祉法人 中央共同募金会
企画広報部長 高橋良太

2016/2/22 第2回広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会 1

I 東日本大震災で共同募金会は



義援金（約416億円）

※日赤等への寄付含め、被災自治体への送金額：3775億円

災害等準備金（災害ボランティアセンター支援）

赤い羽根募金の災害時積立金から約150か所に助成（8.8億円）

※全国の共同募金会が拠出

被災者支援

【ボラサポ】災害ボランティア・NPO活動サポート募金（約44億円）

新設の「支援金」(2015年度まで助成実施)。被災地のボランティア団体、NPO・NGOへの助成（50～300万円(重点助成は1000万円)まで助成。これまでのべ2,950件に41.7億円を助成。住民支え合い活動助成は7,275件、6.3億円を助成

【災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（通称：支援P）】 災害ボランティアセンター運営支援（人材の派遣、仮設拠点の設置、資機材の提供）

災害ボランティア活動支援プロジェクト会議事務局（約7億円の寄付）

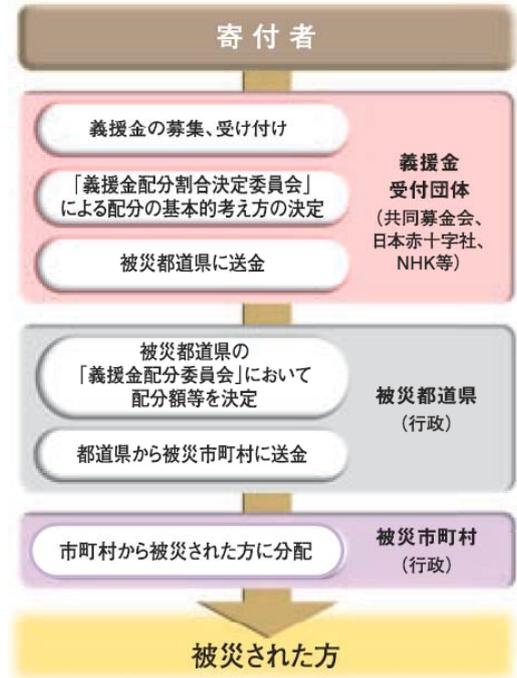
※他に、東日本大震災震災遺児支援事業、タケダ・赤い羽根広域避難者支援プログラム、赤い羽根チャリティホワイต์プロジェクト等寄付に基づいた事業を実施している。

2015/2/22 第2回広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会 2

1 義援金～中央共募と各都道府県共募が連携し約416億円を被災者へ



- 東日本大震災の発生を受け、中央共同募金では各都道府県共同募金会と連携のうえ、2011年3月14日からいち早く災害義援金の募集を開始。国内外からの寄付額は41,620,856,683円となった。
- お預かりした義援金は、被災都道県、中央共同募金会、日本赤十字社等の義援金受付団体を構成メンバーとする「義援金配分割合決定委員会」の決定に基づき、その全額を被災された方々の生活再建のためにお届けした。



発災直後は「東北関東大震災義援金」の名称で。

2016/2/22 第2回広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会 3

2 災害等準備金～約150か所の災害VC等に総額8億8千万円助成



- 被災地では震災直後から災害ボランティアセンターが設置され、ボランティアの受け入れやコーディネートを行った。
- 共同募金会では、東日本大震災の被災地で立ち上げられた約150か所の災害ボランティアセンター等に対して、活動資金として、総額8億8千万円の助成を行った。

県名	使いみち	金額 (円)
青森県	災害ボランティアセンターの立上げ運営費、臨時避難施設の運用	7,450,401
岩手県	災害ボランティアセンターの立上げ運営費、ボランティア保険、ボランティアバス運行経費等	323,527,214
宮城県	災害ボランティアセンターの立上げ運営費、ボランティア活動経費、ボランティアバス運行経費等	303,456,558
山形県	災害ボランティアセンターの立上げ運営費	3,000,000
福島県	災害ボランティアセンターの立上げ運営費、ボランティア活動経費	193,191,805
茨城県	災害ボランティアセンターの立上げ運営費、破損復旧施設経費	32,043,793
栃木県	災害ボランティアセンターの立上げ運営費、ボランティア活動経費	4,777,328
群馬県	災害ボランティアセンターの立上げ運営費	1,550,000
千葉県	災害ボランティアセンターの立上げ運営費、ボランティア保険、破損復旧施設経費	10,571,640
神奈川県	NPOの避難者受け入れ事業	985,170
新潟県	災害ボランティアセンターの立上げ運営費	184,735
長野県	ボランティア活動経費、ボランティア保険	1,691,571
合計		882,430,215

※中央共同募金会が災害ボランティアセンター等に対する助成実績をまとめたもの

2016/2/22 第2回広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会 4

2 災害等準備金～制度制定の経緯

- 1995（平成7）年1月17日 阪神・淡路大震災
- 1996（平成8）年2月 中央共同募金会「21世紀を迎える共同募金のあり方委員会」答申「阪神・淡路大震災」への支援・救援のボランティア活動の重要性を指摘し、「大規模災害等に即応する全国緊急支援システムの構築」を提言
- 1998（平成10） 「大規模災害に即応するボランティア活動支援資金制度」を創設した。
- 2000（平成12）年6月 社会福祉法第118条において準備金を法定化
- 2006（平成16）年10月23日 新潟県中越地震災害（県域を越えた初めての拠出）

支出額	109,128,522円	
（準備金の内訳）	新潟県共同募金会	4,416,000円
	全国の共同募金会	104,712,522円

共同募金が災害ボランティアの支援を行えるように画期的な2つのしくみ

- ①積み立て ②区域外への拠出

どちらも、通常の共同募金ではできないこと

各都道府県で毎年の共同募金から3%を上限に積み立て（積み立て期間は最大で3年）

仮に福岡県で災害があった場合
積立金を取り崩して拠出



足りない場合
九州ブロックで支援



さらに足りない場合
全国で支援



2016/2/22 第2回広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会 5

2 災害等準備金～社会福祉法の規定

支援資金は、各都道府県共同募金会が積み立てた「準備金」を充当する。

- ①災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条第1項に規定する災害
- ②被災者生活再建支援法施行令第1条第2号又は第3号に規定する自然災害

〔社会福祉法〕 <平成12年6月7日公布・施行>
(準備金)

第118条 共同募金会は、前条第三項の規定にかかわらず、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する災害の発生その他厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に備えるため、共同募金の寄附金の額に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た額を限度として、準備金を積み立てることができる。

- 2 共同募金会は、前項の災害の発生その他特別の事情があった場合には、第112条の規定にかかわらず、当該共同募金会が行う共同募金の区域以外の区域において社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分することを目的として、拠出の趣旨を定め、同項の準備金の全部又は一部を他の共同募金会に拠出することができる。
- 3 前項の規定による拠出を受けた共同募金会は、拠出された金額を、同項の拠出の趣旨に従い、当該共同募金会の区域において社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分しなければならない。
- 4 共同募金会は、第一項に規定する準備金の積立て、第二項に規定する準備金の拠出及び前項の規定に基づく配分を行うに当たっては、配分委員会の承認を得なければならない。

各県共募で3年度分積立（上限:募金額の3%）

第112条 この法律において「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年一回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまなく行う寄附金の募集であつて、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄附金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分することを目的とするものをいう。

2 災害等準備金～平成26年度災害等準備金助成状況



平成26年度災害等準備金助成状況

共同募金会	災 害 名	助成金額
山形県	7月 台風8号大雨災害	3,000,000
長野県	7.9長野県南木曾町豪雨災害	3,133,841
徳島県	8月 徳島県台風11.12号災害	2,858,400
京都府	8月 京都府豪雨災害	1,500,000
兵庫県	8月 丹波市豪雨災害	1,800,000
広島県	8月 広島県大雨災害	27,000,000
長野県	11月 長野県神城断層地震災害	4,933,716
	合 計	44,225,957

災害発生＝災害救助法適用
⇒ 災害ボランティアセンター設置

But

- ・スコップがない
- ・土のう袋がない
- ・パソコンがない
- ・長靴がない
- ・机がない
- ・事務所もない（流された）
- ・一輪車がない
- ・コピー機がない

何がどれくらい必要なのか、何の経費がどれくらいかかるのか まったくわからない
見積もりなしで ざっくり使える 手元のお金がほしい

だから、災害等準備金は申請書1枚でまず送金（＝概算払い）
でも、元は大事な共同募金だから 後できちんと精算

2016/2/22 第2回広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会 7

2 災害等準備金～事例でみる災害等準備金



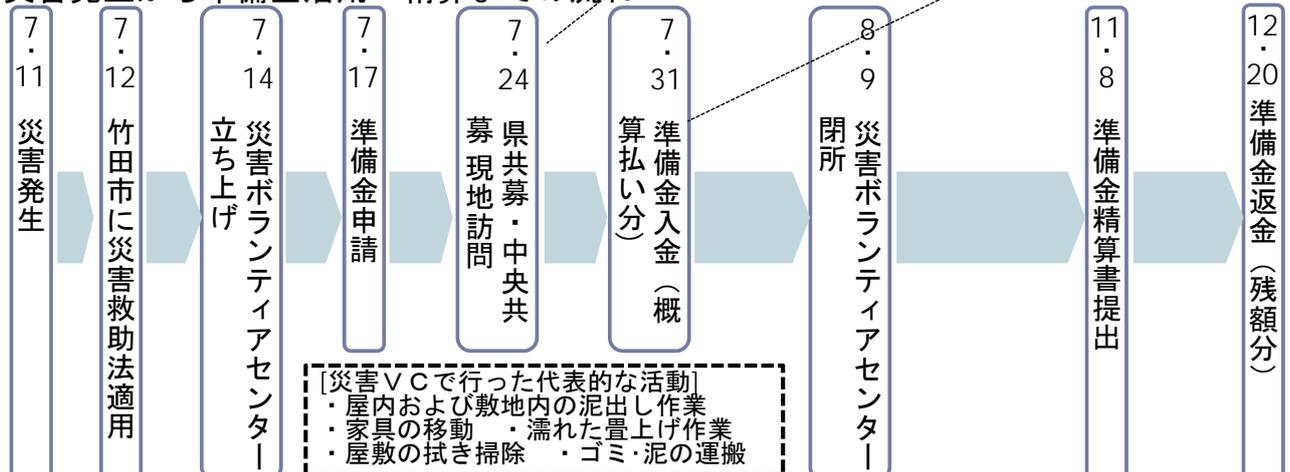
【災害概要】平成24年7月九州北部豪雨災害 情報誌『赤い羽根』Vol.13より

7月11～14日、本州付近に停滞した梅雨前線に向かって南から非常に湿った空気が流れ込み、九州北部を中心に大雨が続いた。それにより、河川のはん濫による浸水害や、土石流による土砂災害が発生。熊本県、大分県、福岡県の3県で死者21人、行方不明者8人の被害者を出し、住家損壊や停電被害、交通障害等が発生した。

災害時、県共募として義援金の手続きが大きな仕事。加えて地域でのボランティア活動が安心して進められるよう、準備金についてもスピーディーな対応が求められる。その意味で現地訪問も大変意味があった。（大分県共募談）

経費が未定のため、後で精算する条件で先に送金すること

災害発生から準備金活用・精算までの流れ



2016/2/22 第2回広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会 8

2 災害等準備金～事例でみる災害等準備金



準備金を活用した費用一覧

○消耗品費

PEクロス袋、土のう袋、バケツ等災害資材費／飲料水／ボールペン業務用等災害事務用品／氷等災害資材費／レジバック等災害資材費／マルチカード等災害事務用品

○器具什器費

発電機等災害資材費／LANケーブル等災害事務用品／テント購入費

○車輦費

送迎車輦修理代

○車輦燃料費

ガソリン代等車輦燃料費（7・8月分）

○修繕費

一輪車タイヤチューブ取替／高圧洗浄機修理代

／仮設ハウス鍵交換

○通信運搬費

資機材配送料（竹田⇒宇治市、竹田⇒名古屋市）／お礼状郵送料／振込手数料

○業務委託費

立看板作製費／し尿汲み取り料／災害復旧プレハブ仮設工事

○賃借料

自動車レンタル料（4台）／仮設トイレレンタル料（2個）／災害復旧ボランティアセンター設置一式

○保健衛生費

うがい薬等災害資材費

○損害保険料

ボランティア保険料

担当者談

災害発生後、概算払いで準備金を送金されたことにより、必要な費用にすばやく活用できました。

「災害準備金の活用方法や会計処理の方法などを、平常時から職員間で知っておくことが大切」ということが、今回の教訓になりました。
(竹田市社協久住支所 水野 匡也さん)

2016/2/22 第2回広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会 9

2 災害等準備金～事例でみる災害等準備金



情報誌『赤い羽根』Vol.14より

【災害概要】平成25年7月18日山形県南陽市豪雨災害

7月17日の夜から降り続いた雨で河川の水位が上がり、昭和42年8月の羽越水害以来となる未曾有の豪雨水害となった。4日後の7月22日の集中豪雨では災害救助法が適用。この一連の豪雨により浸水害や土石流による土砂災害など甚大な被害が発生した。全壊1戸を含む床上・床下浸水が100戸に迫る大きな被害となった。

「7.18 南陽市豪雨災害」で準備金はこう役立った！ 市町村の担当者に聞きました

Q 準備金を活用して「助かった」ことはありますか？

A 足りないものをいろいろと買うことができました。例えばパソコン。情報収集をするために必須でしたが、事務所のものは動かさず、新たに必要でした。資機材も購入しましたが、それを運ぶための軽トラックのレンタル代・ガソリン代にも活用しました。とても暑い時期だったので、ボランティアの体調管理のための水分、塩あめ、休憩所の扇風機、虫よけ、蜂に刺された人のための薬…などこまごまとしたものが多くありました。

最初はどうなるかわからなかったので事務所にあるものを持って行っていました。準備金が使えることになり、余裕を持って買うことができるようになりましたし、細かいところに配慮することができるようになりました。気持ちに余裕ができるようになったと思います。

Q 準備金の運用について改善が必要だと思ったことはありますか？

A 準備金について研修は受けたことがあったのですが、いざ災害が起きたときにどうすれば使えるんだろう？っていうのが正直なところとしてありました。行政でお金を準備してくれるものだろうと思っていましたが、手元にお金はすぐ届きませんでした。準備金を活用することが決まっても、はじめは何の経費に使えるのかよくわからなかったのですが、県共募にこまめに確認しながらやったので、そこは大丈夫でした。準備金についてそもそもばつと思いつかないところが課題としてあるかもしれません。

(山形県南陽市社協総務係 竹田 三佳さん談)

2016/2/22 第2回広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会 10

3 災害ボランティア・NPO活動サポート募金 (ボラサポ)

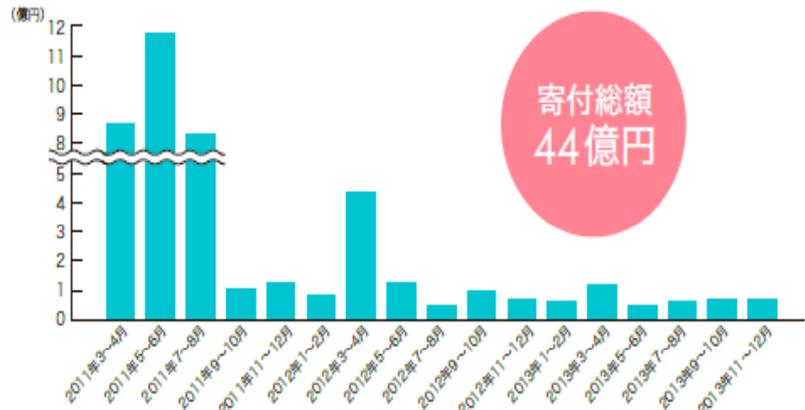


- ボラサポは、東日本大震災の被災地や避難先において、ボランティアやNPOの活動を支援する“支える人を支える”募金（支援金）。
- 特定震災指定寄付金の指定（財務省告示）を受け、税制上の優遇措置（所得税、法人税）の適用対象。
- 企業・団体・個人からの寄付総額は44億967万9,686円（2014年3月31日まで）。
- 平成23（2011）年4月14日から第1次応募受付を開始し、5月に助成を決定。1年目は年6回、2年目は年4回、3年目からは年3回の頻度で応募受付・助成決定を行ってきた。
- 平成24（2012）年4月から、被災地の復興に向けてさまざまな人のつながりや被災地域のコミュニティ再興を願い、ボラサポの一環として被災3県（岩手・宮城・福島）の地元住民による助け合い活動を支えることを目的に、「住民支え合い活動助成」をスタートした。
- 2014年1月からは被災3県の活動を支援することを目的とした「災害ボランティア・NPO活動サポート募金2」（ボラサポ2）を開始している。

趣旨

中央共同募金会では、ボラサポの助成事業を通じて、被災した人々を支援するボランティアやNPO等と被災地の人々が協力しあい、さまざまな活動にとともに取り組み、人々のつながりをはぐくみ、被災地域コミュニティの再興に向けた市民の力を高めることを願い、この趣旨を応募要項ならびに助成金審査の際の方針としていきます。

ボラサポ寄付金額の推移



『赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」中間報告書』2015より
2016/2/22 第2回広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会 11

3 災害ボランティア・NPO活動サポート募金 (ボラサポ)



【幅広い対象への助成】

『赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」中間報告書』2015より

対象団体

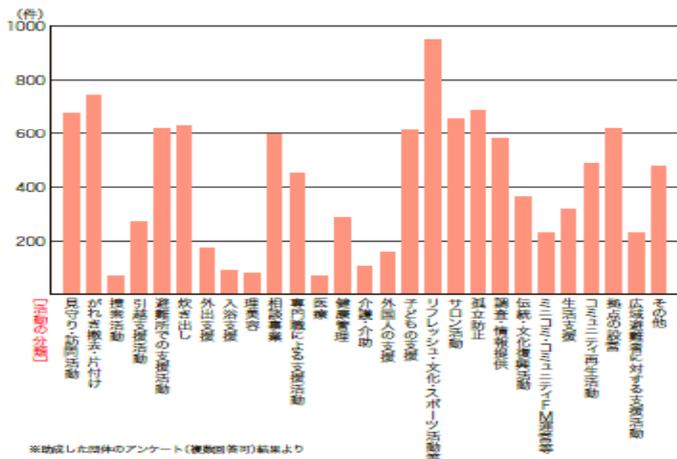
・「5人以上の非営利団体」を基本とし、NPO法人や社会福祉法人はもとより、簡易な手続きで取得できる一般社団法人や、法人格のない任意団体も対象とした。その一方で、会則や事業計画、決算書などを必須書類とすることで、実態のない団体や事業実施が困難な団体への助成を防いだ。

対象地域

・被災地における活動だけでなく、原子力発電所事故に伴う避難先での活動についても対象とした。その結果、43都道府県で実施された活動に対して助成を行った。

対象活動

・津波被害からの復旧のためのがれき撤去や泥かき活動をはじめ、仮設住宅での交流や健康維持のための活動、子どもたちの学習支援や保養活動、避難先での交流・相談会など東日本大震災で被災した方々を支援する多様なボランティア活動に助成した。



■ 応募/助成件数・金額

	応募	助成
ボラサポ	4527件 76.8億円	2950件 41.7億円
住民支えあい活動助成	7848件 6.9億	7275件 6.3億円

■ ボラサポの助成を受けて活動した人数(概数) 550万人

※参考
阪神淡路大震災ボランティア 約216万人

3 災害ボランティア・NPO活動サポート募金(ボラサポ)



【プログラム】

中央共同募金会受付

①短期活動	・ 30日未満、上限50万円
②中長期活動	・ 30日以上、上限300万円
③重点活動	・ 30日以上、上限1000万円

被災3県共同募金会受付

④住民支え合い活動助成	・ 上限10万円、1団体1年間に2回まで
--------------------	----------------------

地元の住民団体を支える

「住民支え合い活動助成」

「ボラサポ2」 (2015.4～)

- 簡単な書式・簡単な報告、身近な市町村・都道府県の窓口で受付
- おおむね1か月で助成決定
- ・応募要項：3県それぞれの共同募金会ホームページで公開

3 災害ボランティア・NPO活動サポート募金(ボラサポ)



特徴

【被災ニーズを捉えて広く多くの団体に助成】

- 岩手・宮城県では、死者・行方不明者の多い地域ほどボラサポの応募数も多いという相関関係がはっきりと示された。福島県は原発被害のために立ち入り禁止区域などがあることもあり、このような関係は明確ではなかった。
- 報道された数が多い地域で活動するボランティアが多いという相関関係も見られた。
- 30億円を超える規模で助成したJPFの助成実績と比較(下表参照)すると、ボラサポが広く、多くの団体に助成を行ったことが分かる。
- 少ない団体に集中して助成することで地域で大きな成果を生み出す方法もあるが、ボラサポは小さな団体も含めて多くの団体に助成を行い、その結果地域全体で広く多くの活動が行なわれることを支援した。

	助成団体	件数	金額	1件平均
ボラサポ	「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」助成事業	2,670件	30.8億円	115万円
	住民支え合い活動助成	5,364件	4.6億円	8万円
	計	8,034件	35.4億円	44万円
ジャパン・プラットフォーム	「共に生きる」ファンド助成	258件	11.5億	446万円
	JPF加盟NGOによる助成事業	77件	56.5億円	7,338万円
	計	335件	68億円	2,030万円

『赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」中間報告書』
2015より

【人件費への助成】

- 東日本大震災では、支援活動が長期化することが容易に想像された。その状況においては、活動全体をマネジメントするコーディネーターの存在が不可欠であると考え、第1次から人件費への助成を続けてきた。
(参考-対象経費：物品・資材・消耗品費、通信運搬費、印刷費、水道光熱費、研修費、旅費交通費、コーディネーターへの人件費 など)
- こうした人件費を助成対象とすることは、これまでに財務省から指定寄付金としての税制優遇措置を受けた募金による助成としては異例で、この道を開いたことに対して高い評価が寄せられた。
- なお、第18次までに人件費や謝金として10億円以上を助成した。

3 災害ボランティア・NPO活動サポート募金 (ボラサポ)



【助成回数の多さ】

- 1年目：6回（2か月に1回）
- 2年目：4回（3か月に1回）
- 3年目：3回（4か月に1回）
- 4年目：3回（4か月に1回）
- 5年目：2回（4か月に1回）

【助成件数の多さ】

ボラサポ（2950件、41.7億円）
 住民支えあい活動助成（7275件、6.3億円）
 合計（10,225件、48億円）

【助成決定率の高さ】

短期活動 77%
 中長期活動 56%
 全体 65%

【精算率の高さ】

	1次	2次	3次	4次	5次	6次
精算済割合%	100	99.1	99.7	99.7	99.7	100
	7次	8次	9次	10次	11次	12次
精算済割合%	100	99.6	100	100	100	100
	13次	14次	15次	16次	17次	18次
精算済割合%	97.0	100	96.8	42.6	31.6	0

※精算が終了した活動数/各次ごとの助成決定活動数

【現地状況の変化に応じた助成】

ほぼ毎回の応募要項改訂
 第18次応募要項→第17版

【幅広いネットワークを活かしての審査・広報】

- ◆配分委員：審査・助成決定
- ◆運営委員：企画面からの助言
- ◆広報：被災3県の市町村社会福祉協議会にポスター・チラシ配布
募金活動の全国的な受付・協力も

【情報公開の徹底】

ボラサポに関する寄付・応募・助成決定・活動報告・必要情報などについて、さまざまな媒体を使って幅広く積極的に情報公開を行った。

発信内容

[基本情報]	[助成団体情報]	[関係情報]
応募総数	助成決定団体名	決定プロセス(助成決定に当たって)
応募総額	所在地	寄付額
助成総数	活動概要	活動報告
助成総額	活動地域	活動報告
1団体平均額	助成決定額	応募に関する必要情報

発信媒体

公式ウェブサイト 公式facebookページ
 メールニュース ニュースリリース
 ボラサポサロン(寄付者と助成団体の交流・報告会)

4 災害ボランティア活動支援プロジェクト会議 (支援P)



◆ ネットワーク組織

- 企業、NPO、社会福祉協議会、共同募金会等により構成。
- 2004年の新潟中越地震の後、2005年1月より中央共同募金会に設置。

◆ 災害ボランティア活動の環境整備を目指して

- 災害ボランティア活動を支える、人材、資源・物資、資金を有効に活用するための現地への広域的、即応的支援
- 平常時には、災害支援に関わる調査・研究、人材育成や啓発活動を実施。



II 共同募金は災害時以外も、防災・減災の取り組みを支援



平成26年度 募金・助成実績	件数	金額	備考
募金総額		18,723百万円	
助成決定額	55,051	16,108百万円	
災害・防災関係事業	1,478	517百万円	
災害用備品・機器・車両等整備	274	102百万円	災害時用資機材、防災倉庫、災害用テント
災害に関する訓練・研修・学習	255	48百万円	災害コーディネーター研修、災害ボラセン立上げ訓練
災害等見舞金・品事業	197	76百万円	被災者世帯等見舞金贈呈、備蓄用非常食等提供
つながり支援	104	53百万円	災害時地域ネットワークづくり、防災福祉マップ作成
交流・イベント	103	25百万円	広域避難者との交流会、東日本被災地との交流イベント
被災地支援活動	101	31百万円	被災者支援(東日本大震災、8月豪雨)、広域避難者支援
啓発・普及事業	66	10百万円	防災ハンドブックの発行、炊き出し交流会
(参考) 災害等準備金積立		521百万円	

市区町村共同募金委員会 (1840カ所)

都道府県共同募金会の内部組織として、すべての市区町村に設置。事務局の多くを市区町村社会福祉協議会に置く。共同募金委員会は、市区町村域における共同募金の実施、広報・啓発、助成の審査・実施を行う。

都道府県共同募金会 (47カ所)

地域福祉の推進を図るため、当該都道府県内で共同募金を集め、社会福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉を目的とする事業経営者に配分することを目的とする(同法112条)。公正な配分のため配分委員会を設置(同法115条)。

中央共同募金会

社会福祉法第124条に規定。都道府県共同募金会の連合体。共同募金運動の全国的企画、啓発宣伝、調査研究、都道府県共同募金会の支援のほか、全国的視野に立つ寄付金の募集及び助成を実施。



2016/2/22 第2回広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会 17

II 共同募金は災害時以外も、防災・減災の取り組みを支援

新しい募金手法(テーマ募金)による防災支援の取り組み

○通常の10月から12月までの共同募金運動とは別に、1月から3月の期間に、地域の課題解決の活動に取り組む社会福祉協議会やボランティア団体・NPO法人などが、共同募金のしくみを活用して、特定の地域課題をテーマとした募金運動が各地で行われている。

■岩手県共同募金会

県内市町村共同募金委員会

「赤い羽根3.11 いわて沿岸地域応援募金」

- 東日本大震災以後、岩手県沿岸地域では、一部の地域で共同募金運動が実施できない状況が続いており、震災前と比較して、社会福祉協議会や地域のボランティア団体が行う地域福祉活動の財源が不足している。
- 共同募金の8割近くを占める戸別募金の再開が難しい地域もあるなかで、沿岸8市町村の地域福祉活動を支えるために、県内陸部を中心とした企業、団体等に被災地域の実状を知ってもらい、共感による寄付を呼びかける取り組みを行い、1,300万円を超える寄付が集まった。



釜石市社協
見守りネットワーク強化事業—仮設住宅や被災者が居住する地域における、見守りネットワークシステムの構築

■和歌山県共同募金会

新宮市共同募金委員会

「新宮いのちの募金～災害から市民の命を守るために～」

- 東海・東南海・南海地震などが想定される和歌山県新宮市。
- 災害時、支援を必要とする住民に、区・町内会・地域が行う防災・減災を目的とした避難訓練など地域で行う見守り活動に対して集まった募金が配分された。



2016/2/22 第2回広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会 18